昭和四十六年大蔵省令第六十六号

(非課税軽自動車であることを明らかにするための書類) 動車重量税法第十三条第一項並びに自動車重量税法施行令第二条及び第五条第四項の規定に基 並びに同法を実施するため、自動車重量税法施行規則を次のように定める。

第一条 自動車重量税法施行令(昭和四十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。)第二条 返納証明書とする。 号)第六十三条の六第三項(軽自動車届出済証返納証明書の交付)に規定する軽自動車届出済証 に規定する財務省令で定める書類は、 道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四

(車両総重量がないものとされる被牽引自動車)

第二条 令第五条第一項に規定する被牽引自動車は、次に掲げる被牽引自動車とする。 自動車検査証の車体の形状の欄に「セミトレーラ」、「バンセミトレーラ」、「ダンプセミトレ

ーラ」又は「コンテナセミトレーラ」と記録される被牽引自動車

録される牽引自動車の車名及び型式が令第五条第一項に規定する牽引自動車に係るもののみで一 自動車検査証の車体の形状の欄に「ドリー付トレーラ」と記録され、かつ、当該検査証に記 ある被牽引自動車

(電子情報処理組織を使用する場合の納付方法等)

する財務省令で定める方法は、国土交通大臣等(法第十条に規定する国土交通大臣等をいう。)第三条 自動車重量税法(昭和四十六年法律第八十九号。以下「法」という。)第十条の二に規定 から得た納付情報により納付する方法とする。

(納付の委託に係る通知)

第四条 法第十条の三第一項に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に 応じ当該各号に定める事項の通知とする。

場合(当該自動車重量税の額が当該クレジットカードによつて決済することができる金額以下 者等」という。)のクレジットカードを使用する方法により自動車重量税を納付しようとする 自動車重量税を納付しようとするものを含む。次号において「自動車検査証の交付等を受ける を使用する方法による決済に関し必要な事項 である場合に限る。) 当該クレジットカードの番号及び有効期限その他当該クレジットカード 項第三号に規定する届出軽自動車をいう。)につき課されるべき自動車重量税の額に相当する 当該検査自動車(法第二条第一項第二号に規定する検査自動車をいう。)又は届出軽自動車(同 る車両番号の指定をいう。第九条第一項において同じ。)を受ける者(これらの者以外の者で 九条第一項において同じ。)を受ける者又は車両番号の指定(法第二条第一項第三号に規定す 自動車検査証の交付等(法第二条第一項第二号に規定する自動車検査証の交付等をいう。第

一 自動車検査証の交付等を受ける者等が使用する資金決済に関する法律(平成二十一年法律第 より自動車重量税を納付しようとする場合(当該自動車重量税の額が当該第三者型前払式支払類する為替取引(以下この号において「第三者型前払式支払手段による取引等」という。)に よる取引等による決済に関し必要な事項 前払式支払手段による取引等に係る業務を行う者の名称その他当該第三者型前払式支払手段に 手段による取引等によつて決済することができる金額以下である場合に限る。) 当該第三者型 五十九号)第三条第五項(定義)に規定する第三者型前払式支払手段による取引その他これに

(納付受託者の指定の基準)

十七号)第二百三十一条の二の三第一項(指定納付受託者)に規定する指定納付受託者として道第五条 令第八条第二号に規定する財務省令で定める基準は、地方自治法(昭和二十二年法律第六 四第一項に規定する納付事務を適正かつ確実に遂行することができると認められる者であること府県税又は都税の納付に関する事務処理の実績を有する者その他これらの者に準じて法第十条の

(納付受託者の指定の手

び住所又は事務所の所在地を記載した申出書を国土交通大臣に提出しなければならない。 法第十条の四第一項の規定による国土交通大臣の指定を受けようとする者は、その名称及

- という。)を添付しなければならない。ただし、国土交通大臣が、インターネットにおいて識別 合は、この限りでない。 容を閲覧し、かつ、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができる場 の五イ(定義)に規定する自動公衆送信装置をいう。)に記録されている情報のうち定款等の内 とによつて、自動公衆送信装置(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号 するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合をその使用に係る電子計算機に入力するこ 貸借対照表、損益計算書及び事業報告又はこれらに準ずるもの(以下この項において「定款等」 前項の申出書には、同項の指定を受けようとする者に係る定款、登記事項証明書並びに最終の
- 3 通知しなければならない。 きはその旨を、指定をしないこととしたときはその旨及びその理由を当該申出書を提出した者に 国土交通大臣は、第一項の申出書の提出があつた場合において、その申出につき指定をしたと

(納付受託者の指定に係る公示事項)

第七条 法第十条の四第二項に規定する財務省令で定める事項は、国土交通大臣が同条第一項 定による指定をした日とする。 んの規

(納付受託者の名称等の変更の届出)

第八条 納付受託者(法第十条の四第一項に規定する納付受託者をいう。以下同じ。)は、その 後の日のいずれか早い日までに、その旨を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければなら とする日の前日から起算して六十日前の日又はその変更を決定した日の翌日から起算して十四日 住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、同条第三項の規定により、 変更しよう

(納付受託の手続)

第九条 納付受託者は、法第十条の三第一項の規定による委託を受けたときは、当該自動車検査 知しなければならない。 | の交付等を受ける者又は車両番号の指定を受ける者に、その旨を電子情報処理組織を使用して通**スナタ** 糸た受討者に 注第十条の三第一項の規定による委託を受けたときは、当該自動車検査証

2 ならない。 前項の納付受託者は、 同項の委託を受けた自動車重量税の納付に関する情報を保存しなけ

(納付受託者の報告)

第十条 法第十条の五第二項の規定による報告は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報 通信の技術を利用する方法により行うものとする。 (納付受託者に対する報告の徴求)

すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示するものとする。 第十一条 国土交通大臣は、納付受託者に対し、法第十条の六第二項の報告を求めるときは、

(帳簿等の書式)

第十二条 次の各号に掲げる帳簿又は証明書の様式及び作成の方法は、 めるところによる。 当該各号に定める書式に定

法第十条の六第一項の帳簿 別紙第一号書式

法第十条の六第四項の証明書 別紙第二号書式

(納付受託者の指定取消の通知)

第十三条 国土交通大臣は、法第十条の七第一項の規定による指定の取消しをしたときは、 及びその理由を当該指定の取消しを受けた者に通知しなければならない。

(納付の委託がされた場合の納付の確認の時期)

第十四条 法第十一条に規定する財務省令で定めるときは、自動車重量税の額の納付の事実に係る 情報が当該事実の確認に係る事務を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機に 備えられたファイルに記録されたときとする。

|第十五条 法第十二条第一項に規定する通知は、 をもつてするものとする。 当該自動車に係る次に掲げる事項を記載した書

らに準ずるものの所在地。次条第一項第一号及び第二項第二号において同じ。)及び氏名又は使用者の住所(住所がない場合には、居所又は法の施行地にある事務所、営業所その他これ

法第十二条第一項の規定により認定した自動車重量税の額

前号の税額のうち未納の金額

登録を受けている自動車 自動車登録番号当該自動車の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める事項

定により車両番号が指定されている軽自動車及び二輪の小型自動車 その他の自動車 車台番号 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第六十条第一項後段(新規検査) 当該車両番号 の規

める事項 法第七条第一項の区分及び当該自動車が次に掲げる自動車である場合には、それぞれ次に定

法第七条第一項第一号イ、第二号イ又は第三号イに掲げる自動車 車両重量

車両総重量

その他参考となるべき事項 法第七条第一項第二号ロ又は第三号ロに掲げる自動車

(納付不足額の通知事項)

第十六条 法第十三条第一項に規定する財務省令で定める事項は、 当該自動車の使用者の住所及び氏名又は名称 次に掲げる事項とする。

当該自動車に係る自動車重量税の額

前号の税額のうち未納の金額

第二号の自動車重量税の納期限

当該自動車についての前条第四号及び第五号に掲げる事項

その他参考となるべき事項

当該納付受託者の住所又は事務所の所在地及び名称法第十三条第三項に規定する財務省令で定める事項は、 次に掲げる事項とする。

当該自動車の使用者の住所及び氏名又は名称

法第十条の三第一項の規定による委託を受けた自動車重量税の額

前号の税額のうち未納の金額

第三号の自動車重量税の納期限

当該自動車についての前条第四号及び第五号に掲げる事項

その他参考となるべき事項

3 2 動車届出済証が返納された軽自動車について法第五条第二号の規定の適用を受けるため必要とさ 各号に掲げる書類とする。 令附則第三項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ当該六十三条の二第一項(軽自動車の使用の届出書)に規定する都道府県知事が認めた書類とする。 出済証が返納されたことを証する書類として適当なものであることを道路運送車両法施行規則第 れる令第二条に規定する大蔵省令で定める書類は、第一条の規定にかかわらず、当該軽自動車届 前に道路運送車両法施行規則第六十三条の六(軽自動車届出済証の返納)の規定によりその軽自 道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令(昭和四十六年運輸省令第五十五号)の施行日この省令は、昭和四十六年十二月一日から施行する。 1

|検査証が交付された検査自動車である軽自動車||道路運送車両法第六十条第一項(新規検査の場合の自動車検査証の交付)の規定により自動

の規定による車両番号の指定を受けたことがあることを法第八条に規定する国土交通大臣若 しくはその権限の委任を受けた地方運輸局長、運輸監理部長若しくは運輸支局長又は協会 ロに掲げる軽自動車以外のもの 当該自動車検査証(当該軽自動車が昭和四十九年五月 前に道路運送車両法第六十条第一項又は第九十七条の三第一項(軽自動車の使用の届出) 「国土交通大臣等」という。)が確認することができるものに限る。

> 口 による車両番号の指定を受けたことがあることを国土交通大臣等が確認することができるも 軽自動車が昭和四十九年五月一日前に同法第六十条第一項又は第九十七条の三第一項の規定 証が返納された検査自動車である軽自動車 道路運送車両法第六十九条第四項(自動車検査証の返納等)の規定によりその自動車検査 同項に規定する自動車検査証返納証明書(当該

この号において「改正省令」という。)による改正前の道路運送車両法施行規則(以下この号 以外のもの 出済証の交付)の規定により軽自動車届出済証が交付された検査自動車である軽自動車で前号 両法施行規則(以下この号において「新規則」という。)第六十三条の二第三項(軽自動車届 において「旧規則」という。)第六十三条の二第三項又は改正省令による改正後の道路運送車 道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令(昭和四十八年運輸省令第三十三号。

ロに掲げる軽自動車以外のもの 当該軽自動車届出済証

わるべき書類として適当なものであることを国土交通大臣等が認めた書類) 令第五十五号)の施行日前に当該軽自動車届出済証が返納されたものにあつては、 届出済証返納証明書(道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令(昭和四十六年運輸省 納)の規定により当該軽自動車届出済証が返納されたもの は新規則第六十三条の六第二項(軽自動車届出済証返納証明書の交付)に規定する軽自動車 旧規則第六十三条の六第一項又は新規則第六十三条の六第一項(軽自動車届出済証の 旧規則第六十三条の六第二項又ハ第一項(軽自動車届出済証の返

(昭和四八年九月二八日大蔵省令第四三号)

附

この省令は、昭和四十八年十月一日から施行する。

則 (昭和五八年三月三一日大蔵省令第二〇号)

七月一日から施行する。 この省令は、昭和五十八年四月一日から施行する。ただし、第三条第五号の改正規定は、 同年

(平成七年六月三〇日大蔵省令第四六号)

この省令は、平成七年七月一日から施行する。

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。附 則 (平成一二年八月二一日大蔵省令第六 則 (平成一二年八月二一日大蔵省令第六九号)

抄

則 (平成一四年六月二八日財務省令第四〇号

の省令は、平成十四年七月一日から施行する

則 (平成一六年一一月一九日財務省令第六九号)

附

この省令は、平成十六年十二月十二日から施行する。 (平成三一年三月二九日財務省令第一一号)

この省令は、令和元年七月一日から施行する。

則 (令和四年三月三一日財務省令第二〇号) 抄

(施行期日)

施行する。 の一部を改正する法律 この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、道路運送車両法 (令和元年法律第十四号) 附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日から

自動車重量税納付受託記録簿							
年月日	摘 要	受		払		残	
7 A H	3H 3C	件数	金額	件数	金額	件数	金額
				_		_	
		-		\vdash		-	
		-		-		_	
				_			

- 高 考1 摘要欄には、納付先の金融機関名その他必要な事項を記載すること。2 受職と品献は没行して記載すること。3 必要があるときは、各種の配置を新しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

別紙第二号書式 (第12条)



(用紙 日本産業規格 B8)